

# 若手女性農業者連携活動支援事業 業務方法書

平成 28 年 4 月 18 日  
長野県農業再生協議会

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、長野県農業再生協議会（以下「協議会」という。）が若手女性農業者連携活動支援事業実施要領及び若手女性農業者連携活動支援事業補助金交付要綱に基づき行う若手女性農業者連携活動支援事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第 2 条 協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要領、交付要綱、若手女性農業者連携活動支援事業補助金の交付決定にあたって知事から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って、本事業に係る助成金の助成その他の業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

(助成対象者から協議会への事業実施計画書兼交付申請書の提出に関する事項)

第 3 条

- (1) 助成対象者は、本事業を実施する場合は、協議会長が定める期日までに、様式第 1 号により協議会長に提出し、事業実施計画の承認と助成額の交付決定を受けるものとする。
- (2) 次に掲げる事項の変更は、(1) の規定を準用する。
  - ① 助成対象者の変更
  - ② 30%を超える事業経費の変更

(事業実施計画の承認と交付決定に関する事項)

第 4 条 協議会長は助成対象者から実施計画書兼交付申請書の提出があった場合は、知事に協議をしたうえで、様式第 2 号により助成対象者に事業実施計画の承認と、様式第 3 号により助成金の交付決定額を通知するものとする。その際、次に掲げる事項を助成金交付の条件とする。

- (1) 助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかにその旨を申請すること。
- (2) 助成事業に係る帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、整理保存すること。

(交付決定と事業の実施に関する事項)

第5条 助成対象者は、原則として交付決定に基づき、事業を実施するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ協議会長に様式第4号により交付決定前着手届を提出して、事業実施計画承認後から交付決定前までの間に着手することができる。

2 前項ただし書きの場合において、本事業を実施する助成対象者は、交付決定を受けるまでの期間内に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(助成対象者から協議会への事業実績報告書の提出に関する事項)

第6条 助成対象者は、事業完了後15日以内か、毎年2月末日のいずれか早い日までに、様式第5号により実績報告書兼助成金支払請求書を協議会長へ提出するものとする。

(協議会から助成対象者への助成金の支払に関する事項)

第7条 協議会長は、助成対象者から助成金支払請求書の提出を受けた場合は、内容を審査して予算の範囲内で助成対象者へ助成金を交付する。

(助成対象者から協議会への事業遂行状況報告に関する事項)

第8条 助成対象者は、様式第6号により、11月30日現在における事業遂行に関する報告を12月5日までに行う。

(その他)

第9条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務については、必要に応じて知事と協議しながら実施する。

2 助成額は、交付決定後に経費の変更があった場合でも、当初の交付決定額の範囲内とする。

附則

この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

〔 制定 平成27年4月1日 〕  
〔 一部改正 平成28年4月18日 〕

(様式第1号)

## 若手女性農業者連携活動支援事業実施計画書兼交付申請書（変更）

年 月 日

長野県農業再生協議会長 様

グループ代表者

住所

氏名

印

若手女性農業者連携活動支援事業に係る業務方法書第3条に基づき、下記のとおり提出します。

### 記

#### 1 事業を実施するグループの概要

グループの名称		
グループの代表者氏名・年齢	( 歳)	
代表者の連絡先	住所	
	電話 携帯電話	F A X メールアドレス
グループメンバーの氏名・年齢	( 歳)	
	( 歳)	
	( 歳)	
	( 歳)	
	( 歳)	

2 事業の内容

事業内容	事業実施月	経費 (①)	助成金額 (①-②/2) (千円未満切捨)
		円	千円

3 経費の内訳

項目	内容	単価	数量	計 (①)
		円		円
計				円

4 販売収入の内訳

項目	内容	金額 (②)
		円
計		

5 添付書類

- (1) グループメンバー全員の年齢がわかる公的証明書の写し (運転免許証、保険証、パスポート等)
- (2) 委任状 (別紙1)

※1 欄が足りない場合は、適宜追加する。

※2 単価、金額は消費税込の金額を記入する。

※3 実施計画の変更の場合は、変更部分について変更前を上段に ( )

書きすること。

(別紙1)

## 委 任 状

平成 年 月 日

長野県農業再生協議会長 様

若手女性農業者連携活動支援事業助成グループの代表者、助成金の請求及び受領については、下記の者へ委任します。

記

### 1 委任者

住 所	氏 名	印

### 2 委任先

住 所	氏 名	印

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

(グループ代表者の氏名) 様

長野県農業再生協議会長

若手女性農業者連携活動支援事業実施計画の承認について

年 月 日付で申請のありました事業実施計画について、申請のとおり承認します。

なお、助成額については、別途通知します。

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

(グループ代表者の氏名) 様

長野県農業再生協議会長

若手女性農業者連携活動支援事業助成金の交付について

年 月 日付け 号で計画承認した若手女性農業者連携活動支援事業について、下記のとおり交付条件を付して交付額を通知します。

記

1 交付額 円

2 交付条件

- (1) 助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかにその旨を申請すること。
- (2) 助成事業に係る帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、整理保存すること。









